破産管財人変更

平成２２年（フ）第１１号
茨城県日立市東金沢町１丁目13番31号
破産者　多賀荷造株式会社
破産管財人　瓦葺　隆彦が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　近藤　識之
平成23年２月23日　水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１２号
茨城県日立市若葉町１丁目８番２号
破産者　野上　　朗
破産管財人　瓦葺　隆彦が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　近藤　識之
平成23年２月23日　水戸地方裁判所日立支部

最後配当に関する除斥期間

平成１６年（フ）第１５７号
金沢市北安江４丁目１番５号、宣告時の住所
石川県白山市千代野西３丁目４番地10
破産者　中田　嘉樹
除斥期間　平成23年３月18日まで
平成23年２月22日　　金沢地方裁判所

債権者集会招集

平成２２年（フ）第６７３０号
大阪市中央区内本町２丁目１番19号
破産者　ＫＫＦＧキャピタル株式会社
１　期日　平成23年３月28日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年２月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１４６号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3525番地
破産者　株式会社御荘建設
１　期日　平成23年９月８日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年２月24日
松山地方裁判所宇和島支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第４１０号
宮崎市大字芳士1029番地３、前住所京都府京田辺市東西神屋160番地５　中山方
破産者　外山　真美
異議申述期間　平成23年４月25日まで
平成23年２月24日　　宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２２年（ラ）第３９５号（原審佐賀地方裁判所平成２２年（フ）第１６４号）
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2007番地11
抗告人（破産者）　岩見　　孝
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　原決定を取り消す。
抗告人（破産者）について免責を許可する。
福岡高等裁判所第２民事部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２号
京都府亀岡市大井町小金岐２丁目１番地
清算株式会社　友和株式会社
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

平成２３年（ヒ）第１号
大分市大字勢家930番地の１
清算株式会社　大分ホーバーフェリー株式会社
代表清算人　木元　　智
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所民事第１部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０６０号
東京都渋谷区代々木４丁目33番10号
清算株式会社　株式会社アイラック
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第１００００１号
宮城県白石市福岡深谷字佐久来100番地
清算株式会社　ワコーエレクトロニクス株式会社
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所第４民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第１号
広島県呉市川尻町西５－１－17
再生債務者　吉村　　明
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月22日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年４月19日から平成23年５月６日まで
広島地方裁判所呉支部

再生手続終結

平成１９年（再）第１号
山口県周南市二番町３丁目５番地
再生債務者　シー・エー・アイ・システム株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年２月22日　山口地方裁判所周南支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１０号
埼玉県入間市春日町２丁目14番52号
再生債務者　多田　健一
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月15日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月29日から平成23年４月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第３４６号
さいたま市西区大字高木287番地６
再生債務者　飯田　成宏
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月16日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月30日から平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第３６４号
埼玉県加須市栄677番地７
再生債務者　徳田　里美
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月16日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月30日から平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１１７号
埼玉県越谷市大字平方1794番地９ワコーレ武里Ⅱ号館306号室
再生債務者　清水　順和
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月16日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月30日から平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２２年（再イ）第１２７号
埼玉県春日部市梅田１丁目１番８―604号
再生債務者　邊見　俊彦
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月16日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月30日から平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第６号
埼玉県入間市久保稲荷１丁目９番地１　扇町屋団地20―503
再生債務者　江田　国治
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月16日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月30日から平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部